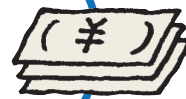


経済的な支援



医療費への助成、控除、生活支援など

精神疾患の治療を受けている人たちへの医療費への助成、税金の控除、また障害がある人への手当や年金、給付金など、様々な経済的な支援があります。

経済的な支援に関する支援には下記もあります。詳しくはP9をご覧ください。

・傷病手当金 ・労災補償



●医療費の助成

医療費の自己負担分を一部軽減

自立支援医療（精神通院医療費の公費負担）

【相談窓口】市町村の担当課、都道府県の精神保健福祉センター

何らかの精神疾患（てんかんを含みます）により、通院による治療を続ける必要がある程度の方が対象となります。

【対象となる疾患】

対象となるのは全ての精神疾患で、次のようなものが含まれます。

統合失調症/うつ病、躁うつ病などの気分障害/
不安障害/薬物依存症/発達障害/てんかんなど

【医療費の自己負担】

- ・一般の方であれば公的医療保険で3割の医療費を負担しているところを1割に軽減します（例：かかった医療費が7,000円、医療保険による自己負担が2,100円の場合、本制度による自己負担を700円に軽減します）。
- ・この1割の負担が過大なものにならないよう、1か月当たりの負担には上限を設けています。上限額は、世帯（※）の所得に応じて異なります。

※ここでいう「世帯」とは通院される方と同じ健康保険などの公的医療保険に加入する方を同一の「世帯」として捉えています。

- ・さらに、統合失調症などで、医療費が高額な治療を長期間にわたり続けなければならない方（本制度では「重度かつ継続」と呼んでいます）は、1か月当たりの負担限度額が低くなります。

【手続き】

- ・申請は市町村の担当窓口で行ってください。
※市町村によって、担当する課の名称は異なりますが障害福祉課、保健福祉課が担当する場合があります。
- ・申請に必要なものは自治体により異なる場合がありますので、詳しくは市町村の担当課や、精神保健福祉センターにお問い合わせください。
- ・受給者証の有効期限は、原則として1年です。更新の申請について詳しくは申請した市町村にお問い合わせください。

●医療費の助成

医療費が高額になった
場合のサポート

高額療養費制度

【相談窓口】 加入している医療保険

入院や外来治療などで、かかった医療費が高額になった場合、所得に応じた自己負担限度額を上回った金額について、加入している医療保険から後日支払われます。申請方法や申請に必要な書類は、保険証に記載してある医療保険に確認しましょう。

都道府県の心身障害者医療費助成制度

【相談窓口】 都道府県や市町村（障害福祉課等）

心身に重度の障害がある方に医療費の助成をする制度です。対象は、自治体により異なります。

医療費控除

【相談窓口】 税務署

生計を一にする家族の医療費が、1～12月の1年間で10万円を超える場合、所得税の控除が受けられます。

●精神障害者保健福祉手帳



社会参加促進のための支援

精神障害者保健福祉手帳

【相談窓口】 市町村

精神障害者の自立と社会参加の促進を図るため、手帳を持っている方々には、様々な支援策が講じられています。何らかの精神障害（てんかん、発達障害などを含む）により、長期にわたり日常生活又は社会生活への制約がある方を対象としています。公共料金の割引や税金の控除・減免などが受けられます。

●生活費の保障

自立のための
経済的サポート

生活保護

【相談窓口】 福祉事務所（市町村の福祉課等）

病気やケガなどで働けなくなったり、高齢や障害などのために経済的に困ったときに、最低限度の生活を保障し、自立を手助けするための制度です。家族全員の所得や資産を合算したものが、国が定める生活保護の基準を下回っていることが条件となります。

障害が継続する場合の
生活保障

障害年金

【相談窓口】 障害基礎年金の場合：市町村の年金課等
障害厚生年金、障害共済年金の場合：
年金事務所、または加入している各共済組合

病気やケガなどが原因で一定程度の障害が継続する場合に、生活を保障するための制度です。病気やケガによって医療機関に初めて受診した際に加入していた年金によって受給できる障害年金が異なります。

介護が必要な方への支援

特別障害者手当

【相談窓口】市町村の福祉課等

精神または身体に著しく重度の障害をもち、日常生活において常時特別な介護を必要とする方に、負担を軽減し福祉の向上を図ることを目的として、手当が支給されます。

国民年金に任意加入していなかった方への制度

特別障害給付金制度

【相談窓口】市町村の年金課等または年金事務所

過去、国民年金制度の発展過程において、国民年金に任意加入していなかったことにより、障害基礎年金等を受給していない障害者の方が、一定の要件に該当する場合、給付金が支給されます。

障害をもつ児童を養育する方への支援

特別児童扶養手当

【相談窓口】市町村の福祉課等

精神または身体に一定程度の障害があり、在宅で生活する児童を養育する人に支給されます。在宅に生活している障害をもつ児童（20歳未満）で、基本的には障害基礎年金（1級・2級）と同じ程度の障害の状態である場合が対象となります。

常時介護が必要な児童への支援

障害児福祉手当

【相談窓口】市町村の福祉課や児童福祉課等

精神または身体に重度の障害がある児童（20歳未満）に、日常生活において常時介護が必要な場合に、負担を軽減するために本人に手当が支給されます。

扶養共済制度

【相談窓口】市町村の福祉課等

障害のある方の保護者が掛け金を掛けておくと、万一保護者の方が亡くなった場合等に障害のある方に年金が支給される制度です。

生活福祉資金

【相談窓口】市町村の社会福祉協議会

様々な事情で所得が少ない方や高齢の方、障害のある方の生活を経済的に支えるための貸付制度です。

●税金が安くなる制度

障害者控除と特別障害者控除 （所得税・住民税の控除）

【相談窓口】

所得税：お住まいの地区を管轄している税務署
住民税（都道府県民税、市町村民税）：
市町村税務課

心身に障害をもつ方や、障害がある方を扶養している場合は、所得税、住民税が安くなる場合があります。

自動車税・軽自動車税及び 自動車取得税の控除

【相談窓口】

自動車税・自動車取得税：お住まいの地区を
管轄する都道府県税務事務所
軽自動車税：市町村の税務課

一定の基準に該当する場合、自動車税、軽自動車税、自動車取得税が安くなります。

